

プラットフォーム提供事業者における 取組状況について

JOMC オンラインマーケット
プレイス協議会
Japan Online Marketplaces Consortium

出品に関する規約等の整備状況について

- 各プラットフォーム事業者が、関係事業者ガイドラインを踏まえた上で、それぞれの実情に応じて、以下のような一定のルールの下で出店者に販売させることとしている（※プラットフォームによりルールは異なる）
- 他方、基準適合にかかわらず、特定小型原動機付自転車（特定原付）の販売自体を禁止するプラットフォームも存在

販売ルールの具体例

◇保安基準への適合

- 保安基準に適合しない製品の販売禁止、適合する製品のみ販売可能
- 保安基準に適合することの書類での確認、性能等確認済みシールの画像掲出

◇年齢確認

- 運転免許証等の公的書類や、eKYCを活用した年齢確認の義務付け

◇交通ルール等の周知徹底

- 警察庁ホームページ掲載の交通ルール・動画の視聴確認
- 自賠責保険等への加入やナンバープレート取得などに関する情報の掲出

(参考) 販売に関する規約の例

Yahoo!ショッピングストア運用ガイドライン (抜粋)

第5 二輪自動車等の販売に関するルール

1 取り扱い可能な二輪自動車等

(1) 道路交通法ならびに道路運送車両法および道路運送車両法施行規則で定められている一般原動機付自転車、**特定小型原動機付自転車**、軽二輪自動車および小型二輪自動車のうち、違法改造等がなく道路の走行が可能なもの

2 取り扱いにあたっての注意事項

(3) **前項第1号に規定する特定小型原動機付自転車の販売にあたっては、以下の条件を遵守してください。**

ア 販売できる商品は、性能等確認制度に基づき**保安基準に適合する製品として公表された型番と同一の商品のみ**とします。

イ プロダクトカテゴリ「電動キックボード（特定小型原動機付自転車）」において出品することとし、これ以外のプロダクトカテゴリに出品しないでください。

※注記：eKYC方式による本人確認を実施するため、特定カテゴリに限定

ウ **道路の走行が可能である旨とあわせて、ナンバープレートの取得が必要である旨、自賠責保険等への加入が必要である旨、16歳未満は運転できない旨、ヘルメット着用の努力義務がある旨等の特定小型原動機付自転車に適用される交通ルールを明記してください。**

エ その他、**関係機関等から公表された販売者向けガイドラインを遵守**してください。

Yahoo!オークションストア運用ガイドライン (抜粋)

3 取扱商品・出品形態について

(1) 以下の商品の出品を禁止します。

ホ **特定小型原動機付自転車**

Yahoo!オークションガイドライン細則 (抜粋)

B.出品禁止物

以下の商品等の出品は禁止します。

14. 以下に該当する自動車、オートバイ等の道路運送車両

(3)道路交法で定める**特定小型原動機付自転車**

関連法令を確認する

[国土交通省 特定小型原動機付自転車について](#)
[警察庁 特定小型原動機付自転車に関する交通ルール](#)

※注記：

Yahoo!フリマでも出品禁止規定を定めている。

(参考) 出店者向けのガイドラインの例

- ガイドラインに規定するだけでなく、出品時の注意事項や参照すべきガイドライン（「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」）へのリンクを設け、出品時に確認してもらうよう出店者向けページにマニュアルページを設けている。

電動キックボード等について

2023年7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通方法等に関する規定が施行されます。

電動キックボード等の電動モビリティをお取り扱いの出店者様におかれましては、以下をご確認いただき、各種法令、[パーソナルモビリティ安全利用官民協議会](#)（※）が策定した関係事業者向けガイドライン、Yahoo!ショッピングストア運用ガイドライン等に沿った方法での販売をお願いいたします。

（※）パーソナルモビリティ安全利用官民協議会とは、電動キックボードをはじめとしたパーソナルモビリティの安全な利用を推進するための方策について官民で意見交換等を行うため、警察庁をはじめとした関係行政機関、販売事業者、シェアリング事業者、オンラインショッピングモール事業者で構成される協議会です。

2023年7月1日以降の法的な区分

下の図のとおり、車体の大きさ、最高速度、定格出力による基準とあわせ、

- 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと
- AT機構がとられていること
- 道路運送車両の保安基準第66条の17に規定する最高速度表示灯が備えられていること

等といった要件を満たすものは、2023年7月1日以降、「特定小型原動機付自転車」区分となります。なお、電動キックボードの形状をしていない製品であっても、要件を満たすものは特定小型原動機付自転車となります。すなわち、立ち乗りの車両以外にも、自転車形状のもの等の製品がありうるようになりますのでご注意ください。

詳細は[国土交通省のHP](#)をご確認ください。

	原動機付自転車	
	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車
最高速度	20km/h以下	特定小型原動機付自転車 以外のもの
定格出力	0.6kW以下	
長さ	1.9m以下	
幅	0.6m以下	
高さ	—	

(引用：国土交通省HPより)

特定小型原動機付自転車の保安基準項目

前照灯 (ヘッドライト)
警告器 (クラクション等)
バッテリーの安全性
PSEマーク等の基準への適合を確認 (注)最高速度表示灯

方向指示器 (ウインカー)
尾灯、制動灯 (テールランプ、ブレーキランプ)
走行安定性 段差等を安全に走行できること
スピードリミッター

その他満たすべき基準

特定小型原動機付自転車の出品に際してのご注意事項

以下の注意事項のほか、[特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン](#)（[パーソナルモビリティ安全利用官民協議会](#)）もご参照のうえ、適切な出品をお願いいたします。

保安基準に適合しない特定小型原動機付自転車は出品できません

特定小型原動機付自転車は、道路運送車両の保安基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならないこととされています。関係行政機関からの要請（未尾参照）を踏まえ、購入されたお客様が意図せず法令違反を犯してしまうことのないよう、Yahoo!ショッピングでは、性能等確認制度に基づき、保安基準に適合していることが国土交通省認定の性能等確認実施機関において確認された特定小型原動機付自転車のみをお取り扱いいただけるようにいたします。性能等確認済の特定小型原動機付自転車については、その車体に性能等確認済であることを示すシールが貼付されています。このシールが車体に貼付されていることをご確認くださいとともに、必ず当該シールが貼付されていることを出品画像において示していただくようお願いいたします。なお、保安基準に適合していることが確認された製品の型式は、[国土交通省のHP](#)に掲載されておりますので、お取り扱い予定の商品の状況等を適宜ご確認ください。

また保安基準に適合している特定小型原動機付自転車のみをお取り扱い可能とさせていただくため、Yahoo!ショッピングでお取り扱いができるのは公道の走行が可能な特定小型原動機付自転車のみに限られます。お客様に安心して購入いただくためにも、商品ページ上に公道の走行が可能な旨を明示するなど、各種法令等を参照のうえ、Yahoo!ショッピングストア運用ガイドライン第2章第5の2記載の事項を漏れなく明記いただくようお願いいたします。

性能等確認済シール

性能等確認済 (認定機関名称・確認番号) 特定原付 [車名・型式]

性能等確認済 (認定機関名称・確認番号) 特定原付 [車名・型式]

一般原動機付自転車については引き続き、[Yahoo!ショッピングストア運用ガイドライン](#)第2章第5において定めがあることと、違法改造等がなく道路の走行が可能な製品のみお取り扱いいただけます。一般原動機付自転車についても、特定小型原動機付自転車と同じく、お取り扱いができるのは公道の走行が可能な商品のみです。お客様に安心して購入いただくためにも、商品ページ上に公道の走行が可能な旨を明示するなど、各種法令等を参照のうえ、Yahoo!ショッピングストア運用ガイドライン第2章第5の2記載の事項を漏れなく明記いただくようお願いいたします。

16歳未満に販売することはできません

2023年7月1日に施行される、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）に伴い、道路交通法第64条の2において、16歳未満の者に特定小型原動機付自転車を提供してはならない旨が定められています。

プロダクトカテゴリ「電動キックボード（特定小型原動機付自転車）」以外のカテゴリに出品することはできません

上記のとおり、16歳未満の者への販売を行わないようするため、新設される「電動キックボード（特定小型原動機付自転車）」カテゴリにおいては、公的身分証を用いた本人確認が完了しており、かつ、16歳以上の年齢であることが確認できるお客様のみが購入できる仕様を導入しています。当該カテゴリ以外に特定小型原動機付自転車を出品する行為は、Yahoo!ショッピングストア運用ガイドライン第2章第5においても禁止として定めがありますので、ご注意ください。

ギフト配送はできません

16歳未満の者に特定小型原動機付自転車が提供されることを防ぐため、現に購入しようとしているお客様以外の方へ商品を配送しないよう、ご注意ください。特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン（パーソナルモビリティ安全利用官民協議会）もご参照ください。

購入されたお客様に対し、適用される交通ルールのご案内をお願いいたします

[警察庁のHP](#)や[啓発動画①](#)、[啓発動画②](#)をご案内のうえ、以下を始めとする、特定小型原動機付自転車に適用される交通ルールに関する周知啓発にご協力ください。

- 自賠責保険（共済）への加入が義務付けられていること
- ナンバープレートの取得・取付が必要であること
- 乗車用ヘルメットの着用が義務が課されていること
- 飲酒運転が禁止されていること
- 二人乗りが禁止されていること

なお、一般原動機付自転車と特定小型原動機付自転車に適用される交通ルールの違いの例は以下となります。

	原動機付自転車	
	一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車
運転免許	要	不要
年齢	運転免許に準じる	16歳以上
ナンバープレート	要	要
自賠責保険	要	要
ヘルメット着用	要	努力義務
走行可能場所	車道	車道、普通自転車専用通行帯（自転車レーン含む）、自転車道（自転車専用可能な歩道は最高速度4km/h以下のモードのみ通行可能）

(引用：警察庁HPより)

上記に記載したルール以外にも様々なルールがありますので、利用者に周知啓発を行うにあたっては警察庁のコンテンツを必ずご確認ください。

販売証明書を発行してください

特定小型原動機付自転車を購入されたお客様が、ナンバープレートを取得する際、販売証明書が必要になります。[総務省のHP](#)をご確認いただき、販売証明書を作成のうえ、お客様へご送付ください。

その他法令遵守に関する取組

特定原付として販売すべきでない車両への対応状況

- 一般原付に該当する車両を特定原付と称して販売しているものなど、問題のある商品に関しては、モニタリング等を通じて発見次第、違反指摘を行い、商品の削除や販売ページの修正等の対応を行っている

関係省庁等からの通報・情報提供への対応状況

- 国土交通省等の関係機関からの情報を受け、違反の事実が確認できたものについては、可能な限り迅速に商品の削除や販売ページの修正等の対応を行っている

JOMC オンラインマーケット
プレイス協議会
Japan Online Marketplaces Consortium